

令和3年 8月31日

保護者各位

中央区教育委員会 教育長 平林 治樹
日本橋中学校 校長 平野 雅仁

新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

日頃より本校の教育活動について、ご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

保護者の皆様には、登校前の体温計測や手洗い・手指消毒など、感染症対策にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、全国で新たな変異株(デルタ株)の感染者数が増加しています。一方で、これまで区内の学校におけるクラスターの発生はなく、子どもの感染事例の多くは家庭内での感染であり、学校において感染源を断つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。そのため、引き続き皆様一人ひとりのご理解・ご協力が必要になっております。

保護者の皆様におかれましては、改めて下記のとおりご協力いただくようお願い申し上げます。

記

1 生徒の登校について

生徒の登校について、下表の期間は登校をお控えください。

なお、学校保健安全法に基づき「出席停止」の措置をとるため、欠席の扱いにはなりません。

	状況	期間
1	生徒の感染が判明した場合	生徒が治癒するまで
2	生徒が濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間
3	生徒や同居のご家族の方に発熱等の風邪の症状があり、医師の指示でPCR検査等を受ける場合	受検者のPCR検査等の結果が判明するまで
4	同居のご家族の方が、濃厚接触者に特定され、PCR検査等を受ける場合	受検者のPCR検査等の結果が判明するまで
5	PCR検査等を受けない場合においても、生徒や同居のご家族の方に発熱等の風邪の症状があるとき	生徒や同居のご家族の方の症状がなくなるまで

※ 新型コロナウイルス感染症の予防上、生徒を出席させなかった場合も、欠席としない扱いとすることができますので、学校にご相談ください。

2 学校への連絡について

生徒や同居のご家族の方について、上表1から5までのいずれかが判明した場合は、学校にご連絡ください。

なお、生徒の感染が判明した場合は、医療機関または保健所に「発症日」をご確認の上、学校にお伝えください。

【 問い合わせ先 】
日本橋中学校
副校長 鹿倉 美帆
電話:(3851)4074